

目 次

序 文 駐日ベルギー王国大使 Antoine Evrard
はしがき

第Ⅰ部 違憲審査制導入の経緯

序 章	3
1 世界の動きの中のベルギー	3
2 前提的考察	4
第Ⅰ章 立法権の分割と抵触の予防・解決の必要性	9
第1節 第3次憲法改正（1967-71年）と1971年7月3日法	9
§ 1 憲法改正の帰結	
§ 2 1971年7月3日法のシステム	
第2節 第4次憲法改正（1980-83年）と1980年8月9日制度改革普通法	
12	
§ 1 憲法改正の理由	
§ 2 憲法改正の帰結	
§ 3 80年8月9日制度改革普通法のシステム	
第Ⅱ章 法律の合憲性統制に関する判例と学説	23
第1節 判 例	23
§ 1 1974年以前	
§ 2 1974年5月3日破棄院判決	
§ 3 1974年以降	
第2節 学 説	25
§ 1 裁判統制否定説	

第3章	仲裁院への道	29
第1節	77年共同体協定と様々の制度改革に関する法律第461号法案	29
第2節	79年4月1日政府協定と79年10月1日地域圏・共同体普通法第260号法案および同特別法第261号法案	32
第3節	80年5月の3大政党合意と制度改革普通法第435号法案	33
第4節	80年7月11日憲法第106条の2挿入提案と7月15日制度改革普通法第619号法案	35
第5節	81年7月9日仲裁院の組織、権能および運営に関する法律第704号法案	36
第6節	82年5月28日仲裁院の組織、権能および運営に関する法律第246号法案	37

第Ⅱ部 仲裁院の誕生

序 章	43
1 はじめに	43
2 前提的考察	43
第 1 章 仲裁院の権限・取消しの訴え	47
第 1 節 定 義	47
第 2 節 提訴権者	48
§ 1 取消しの訴え	
§ 2 訴えの利益	
第 3 節 出訴期間	50
§ 1 原 則	
§ 2 例 外	
第 4 節 訴えの対象	52
§ 1 訴えの対象になる法令	

§ 2	訴えの対象とならない法令	
第5節	訴えの効果	56
§ 1	職権による理由 (moyen) の取り上げ権の範囲 (法第73条、2項)	
§ 2	執行停止	
第6節	判決の効力	59
§ 1	取消し判決	
§ 2	取消し判決の効力	autorité
第2章	前提問題 Question préjudicielle	70
第1節	定 義	70
第2節	提訴権者	71
第3節	前提問題提起の条件	71
§ 1	義務的提起	
§ 2	職権による提起	
第4節	提起期間	73
第5節	前提問題提起の対象	73
§ 1	問題の原因	
§ 2	問題の発生	
§ 3	どのように解決すべきか?	
第6節	前提問題提起の効果	77
§ 1	前提問題移送決定に対する訴え	
§ 2	前提問題の停止効	
第7節	前提問題判決の効力	78
第3章	仲裁院の構成と運営	80
第1節	構 成	80
§ 1	裁判官	
§ 2	院 長	
§ 3	調査官、書記、職員	
第2節	運 営	85
§ 1	裁判官の事案毎交替システム	

- § 2 その他の運営原則
- § 3 全員審理
- § 4 運営上の問題とその解決

第4章 仲裁院の前の手続き 93

第1節 訴えおよび前提問題の登録、告示、通告 93

- § 1 登 録
- § 2 告 示
- § 3 通 告

第2節 予 審 95

- § 1 報 告
- § 2 仲裁院による予審

第3節 審 理 96

第4節 判 決 97

- § 1 評 議
- § 2 弁論の再開
- § 3 判決期間
- § 4 判決の内容および形式
- § 5 判決の通知および告示
- § 6 判決の執行
- § 7 判決の訂正
- § 8 判決の解釈

第5節 その他の手続き 99

まとめ 101

- § 1 仲裁院の裁判機関性
- § 2 今後の課題

第Ⅲ部 仲裁院の権限拡大：人権保障の開始と個人提訴権の導入

序 章 107

第1章	ベルギーの教育事情	108
第1節	独立以前	108
第2節	1831年憲法と教育	108
第3節	第1次学校教育戦争（1879-84年）	110
第4節	第2次学校教育戦争（1950-58年）	111
第5節	教育憲章の成立（1958年）	112
第2章	教育の共同体化と無差別原則の制定	117
第1節	教育の共同体化	117
第2節	教育の部分的共同体化（第3次憲法改正）と無差別原則の導入 （人権保障の開始）	118
第3章	教育のほぼ完全な共同体化（第5次憲法改正）と個人提訴 権の導入	122
第1節	教育の共同体化を巡る議論	122
第2節	教育の共同体化と個人提訴権の導入	124
まとめ		125

第Ⅳ部 人権保障の充実

序 章		131
第1章	平等・無差別原則の活用（1989年）	133
第1節	2つの1989年判決：平等・無差別原則“活用”開始	133
第2節	平等・無差別原則の意義	135
第3節	平等・無差別原則統制の判断枠組み：「プリズム技術」	136
小 括		139

第2章 間接的保障の展開：参照規範の拡大……………142

第1節 「その他の憲法規定」 142

第2節 「国際条約」 142

第3節 「法の一般原則」 146

小 括 147

第3章 新たな間接統制技術：「類似した基本権 droits fondamentaux analogues に照らしての統制」（2004年）……………150

第1節 2004年7月22日判決 C. A., no. 136/2004 150

第2節 「類似性」とは？ 151

第3節 「考慮に入れる」とは？ 153

小 括 154

第4章 参照規範の拡大（2003年）と名称変更（2007年）……………155

第1節 参照規範の拡大 155

第2節 名称変更 155

まとめ……………156

第V部 憲法裁判所における判決作成プロセス

はじめに 159

第1段階 書記局での事件の登録および報告担当裁判官の決定（1日目）

159

第2段階 当事者による事件書類の交換（約6か月後） 160

第3段階 調査官による判決案草案の作成（6か月後、平均1か月） 161

第4段階 第1報告担当裁判官による承認（7か月後） 162

第5段階 第2報告担当裁判官による承認または反対案の作成 162

第6段階 判決案の裁判所内配付およびインターネットによる書類の

閲覧	162
第7段階 審理可能な状態（8か月後）	163
第8段階 小法廷の他の裁判官による意見書の準備および配付	163
第9段階 審問（9か月後）	163
第10段階 評議（1日から数週間必要）	164
第11段階 最終校正（9～11か月後）	165
第12段階 裁判所ホームページでの判決の公表（最長12か月後）	165
まとめて代えて	165

第Ⅵ部 憲法裁判所の権限拡大：「連邦への忠誠」統制

はじめに	171
------	-----

第1章 “連邦への忠誠”の概念……………171

第1節 連邦への忠誠条項が憲法に挿入された理由	171
第2節 憲法143条に対する学者の評価	173

第2章 仲裁院・憲法裁判所の判例……………178

第1節 比例原則違反の統制	178
第2節 連邦への忠誠原則違反の統制	180
§ 1 1993年から2010年まで	
§ 2 2010年以降	

第3章 第6次国家改革（2014年）による連邦への忠誠原則の裁判規範化……………193

§ 1 連邦への忠誠原則の裁判規範化	
§ 2 憲法裁判所の判決	
小 括	

第4章 新たな展開の可能性.....198

まとめ.....200

結 論.....203

参考文献 208

初出一覧 212

あとがき 213

資 料：関連諸法令（訳） 217

 I ベルギー仲裁院に関する法令

 ・ 1831年2月7日ベルギー国憲法（抄訳）

 ・ 仲裁院の組織、権能及び運営に関する1983年6月28日法（*M. B.*, 8 juillet 1983）

 ・ 仲裁院により下された取消し判決の効力に関する

 1985年5月1日法（*M. B.*, 12 juin 1985, 8878）

 II ベルギー憲法裁判所に関する法令

 ・ 現行ベルギー国憲法（抄訳）

 ・ 憲法裁判所に関する1989年1月6日特別法（*M. B.*, 31 janvier 2014）

 ・ 憲法裁判所のための電子手続に関する

 2014年9月12日王のアレテ（*M. B.*, 19 septembre 2024）

索 引 287